

ボランティア行事用保険

(<http://www.fukushihoken.co.jp>)

ふくしの保険

検索



地域福祉活動やボランティア活動の さまざまな行事における

- ◎主催者や参加者のケガ
 - ◎主催者の賠償責任（主催者責任）
- を補償します



Bプランの保険料が変更となっております。ご注意ください。

社会福祉法人 **全国社会福祉協議会**

〔本制度の契約形態〕

本制度は、ボランティア行事を実施する主催者ならびにその行事の参加者を被保険者（保険の補償を受けられる方）として全国社会福祉協議会が一括して損害保険会社と締結する団体契約です。

加入申込人 (ご加入いただける方)

社会福祉協議会およびその構成員・会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターなどに登録されているボランティア、ボランティアグループ、団体

※登録されている団体とは、社会福祉法人、NPO法人、社団法人、財団法人、学校法人、医療法人、地方公共団体、その他地域福祉活動の推進に取り組む団体です。

被保険者 (保険の補償を受けられる方)

ケガの補償 …行事参加者 (主催者 (個人) を含みます。)

賠償責任の補償 …行事主催者および共催者 (参加者の実習を伴う行事の場合、行事参加者個人の実習中の損害賠償責任も補償します。)

対象となる行事

地域福祉活動やボランティア活動の一環として日本国内で行われる各種行事

※地域福祉活動とは、地域住民や関係団体、ボランティア、当事者などが主体的に参加し、地域社会における福祉の問題に対し、また地域の福祉を高めるために取り組む活動です。

(注) 1. 行政が主催する行事については、社会福祉協議会が共催・後援などの関連がないと対象になりません。

2. 学校からの加入申込みの場合、先生、生徒を対象とした学校管理下(クラブ活動・課外指導中などを含む)にある行事は対象になりません。

3. 不特定多数の参加者が見込まれるために参加者か否かを特定できない行事は対象になりません。

例)パレードにおいて沿道で観覧する不特定の方々を対象とするような場合

ただし、パレードのスタッフ、参加者などあらかじめ特定できる方のみを対象とする場合は、この限りではありません。

4. グループや団体の構成員のみで行う組織活動(総会など)や親睦行事はご加入いただけません。

補償内容(保険金額)・補償金額

Aプラン・Bプランとも

		保険金の種類	補償内容	補償金額
ケガの補償	本人のケガ	死亡保険金	行事中の偶然な事故によってケガをされ、そのケガのため事故発生日からその日を含めて 180 日以内に亡くなられた場合、死亡保険金額の全額をお支払いします。(注1)	500 万円
		後遺障害保険金	行事中の偶然な事故によってケガをされ、そのケガのため事故発生日からその日を含めて 180 日以内に身体の一部を失ったり、その機能に重大な障害を永久に残された場合、その程度に応じて後遺障害保険金額の 3 ~ 100% をお支払いします。(注1)	500 万円 (限度額)
		入院保険金日額	行事中の偶然な事故によってケガをされ、そのケガのため入院された場合、事故発生日からその日を含めて 180 日以内の入院に対し、入院日数 1 日につき入院保険金日額をお支払いします。	3,500 円
		手術保険金	入院保険金をお支払いする場合で、事故発生日からその日を含めて 180 日以内にそのケガの治療のために所定の手術を受けられたとき、入院保険金日額に手術の種類に応じて定めた倍率 (10 倍・20 倍または 40 倍) を乗じた額をお支払いします。ただし、1 事故につき 1 回の手術に限ります。	
		通院保険金日額	行事中の偶然な事故によってケガをされ、そのケガのため医師の治療を受けられた場合、平常の生活または業務ができる程度に治った日までの通院(往診を含みます。)に対し、90 日を限度として通院日数 1 日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故発生日からその日を含めて 180 日以内の通院が対象となります。(注2)	2,200 円
賠償責任の補償	対人事故	1 名・1 事故	行事中に他人にケガをさせたことにより、法律上の損害賠償責任を負われた場合、損害賠償金をお支払いします。(注3)	2 億円 (限度額)
	対物事故	1 事故	行事中に他人の物をこわしたことにより、法律上の損害賠償責任を負われた場合、損害賠償金をお支払いします。(注3)	1,000 万円 (限度額)

○行事開催地への往復途上のケガも補償の対象となります。賠償責任の補償は主催者責任が問われた場合のみ往復途上の事故も対象となります。

※ケガの補償の保険金は、健康保険・労災保険・生命保険・加害者からの賠償金などとは関係なくお支払いします。

※死亡保険金は死亡保険金受取人(死亡保険金受取人を定めなかった場合は被保険者の法定相続人)に、その他の保険金は被保険者にお支払いします。

※ケガをされた時に既に存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、またはケガをされた後にその原因となった事故と関係なく発生した別のケガや病気の影響によって、ケガの程度が重くなったときや治療期間が長くなったときは、その影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

(注 1) 死亡保険金および後遺障害保険金のお支払いは合計して、補償期間を通して死亡保険金額を限度とします。

(注 2) 次のような通院は、平常の生活または業務に支障がある通院ではないため、すべて通院保険金のお支払いの対象となりません。

●回復程度を確認するための通院・薬剤や診断書の入手、検査その他医師によるケガの治療行為を伴わない通院

●ケガが治った後または医師によるケガの治療行為が終了した後の消毒や包帯の取替えなど、簡単な処置だけの通院

(注3) 賠償保険金の詳細は、右ページの「お支払いする賠償保険金の種類」をご覧ください。

保険料

Aプラン(宿泊を伴わない行事)、Bプラン(宿泊を伴う行事)の2プランがあります。

		Aプラン (宿泊を伴わない行事)		Bプラン (宿泊を伴う行事)	
1 名につき	行事区分	A1	1 日 28 円 (最低保険料 560 円)	1 泊 2 日 (2 日間) 210 円 2 泊 3 日 (3 日間) 259 円	5 泊 6 日 (6 日間) 317 円 6 泊 7 日 (7 日間) 322 円
		A2	1 日 126 円 (最低保険料 2,520 円)	3 泊 4 日 (4 日間) 264 円 4 泊 5 日 (5 日間) 312 円	7 泊 8 日 (8 日間) 445 円 8 泊 9 日 (9 日間) 450 円

※Aプランにおける 1 行事の最低加入人数は 20 名です。(Bプランには、最低加入人数はありません。)

したがって、1 行事の最低保険料は、A1 区分の場合 560 円、A2 区分の場合 2,520 円となります。

※Aプランにおける区分は、開催する行事の内容によって異なりますので右上の行事区分表をご覧ください。

※Bプランの行事で上記以外の日程については、別途お問い合わせください。

行事区分表

地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われる各種行事が対象です。

	行事区分	行事の例
A プラン (宿泊を伴わない行事)	A1	各種講習会、各種研修会、会議、会合、施設見学会、食事会、ハイキング、空缶拾い、いちご狩り、遠足、お花見会、オリエンテーリング（徒歩によるもの）、河川清掃、草むしり、テニス、街頭募金、ゲートボール、コンサート、山菜取り、潮干狩り、自然観察、海岸清掃、水泳、ソフトボール、炊き出し、田植え、ドッジボール、人形劇、花火見物、バーベキュー、バザー、バレーボール、ボウリング、盆踊り、豆まき大会、もちつき、雪かき、ラジオ体操、料理教室、老人スポーツ大会 など
	A2	アスレチック、駅伝、運動会、キャンプ、サイクリング、消火訓練、スケート、ツーリング、バスケットボール、避難訓練・防災訓練（一般市民、学童などが行う程度のもの）、マラソン、野球教室、トランポリン、ジョギング、納涼船、競歩、陸上競技、体操競技、乗馬、剣道 など
	対象にならない行事	防犯・防火パトロール、植林、交通指導・補導員、電動器具を使用する除草、サッカー、スキー など
B プラン (宿泊を伴う行事)	行事の種類は問いません	

※A1、A2 が混在する行事は、A2 でお申し込みください。

※上記行事の例に記載のない行事などがございましたら福祉保険サービスまたは日本興亜損保までお問い合わせください。

保険金をお支払いする主な例

〔ケガの補償〕

- ふれあい広場の会場で参加者が転んでケガをし通院した。
- ハイキングで引率のボランティアや参加者がケガをし通院した。
- 行事中に出た弁当が原因で食中毒(O-157)になり入院した。
- 行事終了後の帰宅途中に交通事故にあい参加者が亡くなられた。
- 行事参加者が熱中症になり入院した。(A プランのみ補償できます。)

〔賠償責任の補償〕

〔対人事故〕

- 運動会会場の設営の不備で入場者にケガをさせてしまった。
- 行事開催中、火災が発生し誘導ミスで参加者を死亡させてしまった。
- キャンプで主催者の責任により食中毒が発生した。
- ヘルパー養成講習会の参加者が実習中、お年寄りにケガをさせた。

〔対物事故〕

- 研修会で主催者がクロークで預かった参加者の持ち物を紛失してしまった。

お支払いする賠償保険金などの種類

- ①損害賠償金……………被害者に対して支払う損害賠償金。賠償金の支払いにより代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。示談される際は、日本興亜損保の承認が必要です。
 - ②損害防止費用……………事故が発生した場合に損害を防止または軽減するための費用のうち、日本興亜損保が必要または有益であったと認められた費用。
 - ③協力費用……………日本興亜損保が損害賠償請求の解決にあたる場合に、日本興亜損保の求めに応じて協力するために支出した費用。
 - ④初期対応費用……………事故が発生した場合に、初期対応のために支出した費用(事故現場保存費用、事故原因調査費用、事故現場片付け費用など)。なお、この費用の支出にあたっては、日本興亜損保の承認が必要です。(補償期間を通じて 500 万円限度。ただし、事故原因調査費用は 1 事故 30 万円限度)
 - ⑤争訟費用……………損害賠償責任の解決のために支出した訴訟・仲裁・和解・調停費用、弁護士報酬など。なお、この費用の支出にあたっては、日本興亜損保の書面による同意が必要です。
 - ⑥争訟対応費用……………損害賠償責任の解決のために支出した意見書または鑑定書作成のために必要な費用など。なお、この費用の支出にあたっては、日本興亜損保の書面による同意が必要です。(補償期間を通じて 1,000 万円限度)
 - ⑦権利保全費用……………他人に対して損害賠償請求権を有する場合に、その権利の保全、行使に必要な手続きをするための費用。
- ※②から⑦までは、結果的に損害賠償責任が発生しない場合でもお支払いします。

保険金をお支払いできない主な例

〔共通事項〕

- 保険の対象となる行事以外で発生した事故
- 地震・噴火・津波に起因する事故
- 戦争・暴動・労働争議による事故
- 日本国外における事故 など

〔ケガの補償〕

- 故意または重大な過失による事故
- 急激・偶然・外来性のない事故
- 自殺行為、犯罪行為、闘争行為による事故
- 無資格運転、酒酔い運転をしている間の事故
- 脳疾患、疾病、心神喪失による事故
- むちうち症または腰痛などで、それらの症状を裏付けるに足りる医学的
他覚所見がないもの など

〔賠償責任の補償〕

- 故意による事故
- 故意または重過失により法令に違反した製造物・作業による事故
- 加入者本人の持ち物の事故
- 自動車、車両(原動力がもっぱら人力によるものを除きます。)、船舶、航空機、銃器などに起因する事故
- 洪水に起因する事故
- 同居の親族に対する事故
- 医療行為(診察・治療・看護・疾病予防など)に起因する事故
- 医薬品などの調剤、授与などに起因する事故
- あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師・理学療法士・作業療法士などがその資格に基づいて行う施術に起因する事故
- 建築士・測量士などがその資格に基づいて行う業務に起因する事故
- 弁護士・公認会計士・税理士・社会保険労務士などがその資格に基づいて行う業務に起因する事故 など

※自動車による事故は、行事参加者自身のケガのみが対象となり、対人・対物事故などの賠償事故については対象となりません。(自動車保険での補償となります。)

※自動車とは、道路交通法ならびに道路運送車両法に定義されているものをいい、ブルドーザー・パワーショベル・ユンボ・フォークリフト・クレーン車などを含みます。

加入申込手続き

「**加入依頼書**」に必要事項をご記入・ご署名（フルネーム）またはご捺印の上、行事開催日の前日までに保険料を払い込み、所定の「**振替払込受付証明書**」を加入依頼書の3枚目に貼付して最寄りの社会福祉協議会の担当窓口にお申し込みください。

※法人の場合は必ず法人印をご捺印ください。

※必ず「加入依頼書」に添付されている「重要事項説明書」および「ご契約内容確認事項（意向確認事項）」を受領・確認し、「個人情報」の取扱いに関する説明事項に同意した上でお申し込みください。

Bプラン（宿泊を伴う行事）の場合は、「参加者名簿」（氏名・満年齢の記載されたもの）を2部ご提出ください。

加入手続き時の留意点

●Aプランは、1行事ごとの延参加人数でご加入ください。（延参加人数＝1日の参加者数×行事開催日数）

1行事とは…◎同一主催者が行う同一行事が連続して2日間以上にわたる場合にはこれを1行事とします。

◎ホームヘルパー養成講習会に限り、その**全課程**を1行事とみなします。

ただし、実習日のみの加入は各日を1行事とみなします。

●Aプランは、行事の内容により保険料が異なります。

開催する行事の内容を行事区分表に照らし合わせ、該当する区分にてご加入ください。

行事区分でご不明な点がございましたら福祉保険サービスまたは日本興亜損保までお問い合わせください。

●Aプランにおける1行事の最低加入人数は20名です。

したがって、1行事の最低保険料は、A1区分の場合560円、A2区分の場合2,520円となります。

●共催で行われる行事の場合、共催者名を加入依頼書の「行事共催者」欄にご記入ください

●行事中止・延期・延長・短縮・参加者数の増加減少などの変更があった場合は、ただちに加入申込手続きをされた社会福祉協議会までご連絡ください。

事故が起これば

ただちに、**加入申込手続きを行った社会福祉協議会を通じて**、事故日・事故場所・事故内容などを日本興亜損保までご連絡ください。保険金請求についてご案内いたします。

※ただちにご連絡いただけませんと、保険金を削減してお支払いする場合がありますので、ご注意ください。

また、賠償事故の場合、示談に際して日本興亜損保の承認が必要ですので、必ず事前にご相談ください。

日本興亜損保の承認なしに示談された場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

※保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。

●このパンフレットは、保険の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、福祉保険サービスまたは日本興亜損保にお問い合わせください。

●この保険契約は、普通傷害保険・行事参加者の傷害危険補償特約（Aプラン）・国内旅行傷害保険（Bプラン）・総合賠償責任保険（A・Bプラン）で構成されています。

●この保険契約は、下記の保険会社が共同で引受ける共同保険契約であり幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行っております。

引受保険会社は連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

【引受保険会社】日本興亜損害保険株式会社 70%＜幹事保険会社＞

株式会社損害保険ジャパン 15%

東京海上日動火災保険株式会社 15%

●「損害保険契約者保護機構」による契約者保護について

引受保険会社の経営が破綻した場合など業務もしくは財産の状況が変化したときには、保険金や返れい金などのお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。このうち引受保険会社が破綻した場合、傷害保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金や返れい金などは80%まで補償されます。ただし、破綻後3か月以内に発生した事故の保険金は全額が補償されます。【2010年12月現在】

※「損害保険契約者保護機構」の詳細につきましては、日本興亜損保までお問い合わせください。

●保険金の代理請求人制度について

被保険者ご自身がご存命であるにもかかわらず保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者の配偶者や、配偶者がいないときは3親等以内の親族の方が、代理請求人として保険金を請求することができますので、代理請求人となりうる方にはその旨をあらかじめお伝えください。

お問合せは

取扱代理店

株式会社 **福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
TEL **03-3581-4667** FAX **03-3581-4763**

団体契約者



社会福祉
法人 **全国社会福祉協議会**
総務部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
TEL **03-3581-7851**

引受損害保険会社

（幹事会社）**日本興亜損害保険株式会社**
公務部 医療・福祉法人課

〒103-8255 東京都中央区日本橋 2-2-10
TEL **03-3231-7545** FAX **03-3231-2785**

株式会社損害保険ジャパン・東京海上日動火災保険株式会社